

|      |      |     |             |
|------|------|-----|-------------|
| 事業番号 | 0055 | 事業名 | 人権擁護委員活動の実施 |
|------|------|-----|-------------|

### 外部有識者の評価結果

|               |   |
|---------------|---|
| 1 廃止          | 0 |
| 2 事業全体の抜本的な改善 | 3 |
| 3 事業内容の一部改善   | 3 |
| 4 現状どおり       | 0 |

#### 【事業全体の抜本的な改善】

- 相談を受けるという機能については、認知されることが重要なので現在のアウトカム指標は適切だが、「人権思想の普及高揚を図る」という活動内容に対応したアウトカム指標としては、社会における人権意識の状況、あるいは人権啓発活動の参加者における意識変化を客観的指標で評価したものが望ましい。
- デジタル化に対応した情報発信を進めていることは認められるが、市民の側が事前にその存在を知っていて（あるいは関心を持っていて）アプローチしないと届かない手段（プル型メディア）に偏っているように思われる。より広く知識・関心のない層にも届かせるためのメディア活用について検討するべきである。
- 社会全体のデジタル化を踏まえ、SNSなどのメディアを介して起きる問題に対応すること、SNSなどを介して相談を受けたり周知活動などを行なっていくためには、地域に密着したボランティア組織という現在のあり方が適切だとは言えない。物理空間で起きる問題も引き続き存在することを考えれば現在のあり方を否定する必要はないが、加えてデジタル的な対応を行なう組織のあり方について根本的な検討を加える必要がある。
- 人権擁護委員の日々の献身に、敬意を表したい。制度については、改善が必要と考えられる。特にデジタル系の問題については、これまでの自治体ごとの人選は適切ではなく、専門的に対応できる体制が必要である。人権擁護委員のなり手が少なく高齢化が進み自治体の人選負担が大きい中、中長期的な制度のオーバーホールも検討すべきである。
- 新しい問題への対応と、制度のサステナビリティ維持のため、委員の資格や選任基準、報酬（金銭に限らない）などを見直す必要がある。
- ICTの活用や、サイバー空間で発生する問題は、省庁横断的な取り組みをしていくのがよい。

【事業内容の一部改善】

- 啓発、人権活動、広報、研修の全てにICTを戦略的に取り入れる検討をすべき。
- ボランティアが人権の土台を支えるという基本的な構造は維持すべきと考えます。他方で、ICTなど専門性の高い人材を積極的に活用することが必要ではないかと考えます。また、人権擁護委員と個人の間を支える存在として子どもに関わる問題に取り組むNPO、性被害、職場での差別等色々なNPOが存在感を高めているので、これらのNPO等との積極的な意見交換等を行い、情報を得る中で声を上げられない人々の要請にもこたえることができるのではないかと。
- ICT化はあらゆる局面で不可欠だと思う。対面の重要性は残り続けるとは思うが、オンラインを対面と同等に重視する発想が重要。
- 認知度が低いことはずっと課題と認識されていながら改善が進んでいない。まずどの層の認知度を上げることを優先すべきかを絞った上で、その改善に最も効果的なものは何かを考えるべきではないか。例えば若年層、10代あるいは10代・20代の認知度をここまで上げる、と言う目標を明確にあげ、そのために何をすべきかを整理していくことも必要ではないか。